「タイ買春読本問題」シンポジウム記録

時　　19961年4月15日

主催　静岡市の図書館をよくする会

**司会**

　私たちは「静岡市の図書館をよくする会」通称「よくする会」といって、図書館づくり運動をしている市民団体の集まりです。今回の、静岡市立図書館から「タイ買春読本」を廃棄してほしいという要望が市民団体から出された事件で、私たちは、図書館をよくしていくという私たちの目的のためにも、これを見過ごさないで、ひろく市民に間い掛け、討論をしていく必要があると思い、今回のシンポジウムを企画しました。

　今日はまず、今回の事件の経過のまとめを報告します。つぎに今日の助言者としてきていただいた、静岡県立大学の金両基先生と、図書館間題研究会静岡支部長の山本宣親さんからご意見を伺います。そのあとはご出席の皆さんでの討論、という形で進めていきたいと思います。

**事件の発端から現在まで**

**佐久間美紀子(よくする会会員)**

　「タイ買春読本」問題のそもそものはじめは、1995年3月、新聞に市民団体が絶版を求めて抗議しているという記事が載ったことです。それで初めて、この本が問題にされているのだということが一般に知られたわけです。7月になって、図書館流通センターの新刊案内に「全面改訂版」の案内が載りました。抗議団体との交渉記録が収録されている、との解説がありました。それで選書会議で検討した緒果、絶版要求が出るなど問題となった本だし、抗議した側の意見ものっているようなので、資料として収集していこうということになったのです。

　12月中旬、カスパル静岡の方々が図書館を訪れ、所蔵している分の廃棄を要請されました。静岡市立図書館では、所蔵資料に対する異議中立てがあった場合は、まず担当の選書会議で検討することになっています。それで、全職員が参加する定例会でこういう抗議がきていることを報告し、成人図書の選書会議で検討するので、担当以外の職員もできるだけ参加してほしいと呼びかけました。

そうして検討した緒果、廃棄はしない、貸出制限や閲覧制限もしない、という結論になりました。その後館長決裁で書庫保存が付け加えられましたが、ともあれその緒果をカスパルの方に伝えました。御用納めの前日でした。

　そうして翌年はじめ、新聞(静岡版)に大きく記事が載ったのです。後からカスパルの投書がきっかけであったことがわかりましたが、記事には一応図書館側の見解も載っていたので(電話取材だったそうです)、私たちは単純に、これだけで済んでしまうのかとも思っていました。ところが2月になってから、事態はべつの方向に広がっていったのです。

　まず、「れんげ畑ニュース」という共同購入グループの機関紙に、廃棄を求める記事が出ました。たまたま「よくする会」会員も何人かこの会のメンバーだったので、気がつくことができました。それで早速反論を書いたのですが、多分これが、廃棄要求に反対する意見として図書館以外から発せられた、初めての文書でしょう。

　次に出てきたのが、「アジアを考える静岡フォーラム」(FAS)の対応です。ここは、もともと出版社に対する絶版要求に賛同団体として参加していたので、廃棄要求についても賛同団体になってほしいと、カスパルから申し入れがあったそうです。ところが「れんげ畑ニュース」に反対意見が載ったことから、今回の問題はそう単純に決められるものではない、ということになり、賛成反対両方の意見を聞く会を開いて検討する話になりました。

　この検討会は地方版にかなり大きく新聞報道され、それによって、廃棄に反対している市民運動もあるのだとアピールできました。FASが検討会を企画してくれて、本当に良かったと思います。検討会では、カスパル代表･「よくする会」代表･静岡在住漫画家の三者が意見を発表し、その後参加者の討諭がありました。

　結局、議論は対立したままで、結論が出たわけではないのですが、少なくとも図書館資料の廃棄要求が、「タイの貧しい女性達を助ける」という目的とは全く別の問題にふれてしまうのだと、知らせることはできたのではないかと思っています。「よくする会」はまた、この検討会にあわせて「廃棄に反対するアピール」も出しました。

　こうした議論が影響したのか、2月末、再び廃棄要望書を持って図書館を訪れた際、カスパルは、この間題についてはこれ以上追求しない、と表明したのです。廃棄してほしいという気持ちは変わらないが、議論がカスパルの意図する所と外れて行ってしまったから、という訳です。この見解は早速新聞記事になりました(カスパルの方々は新聞記者を伴って来館されたのです)。ともかくこれで、静岡の図書館に関しては、問題は解決されたと言えるだろうと思われました。

　その後図書館では、利用者からの投書をきっかけに、事件の経過と図書館の見解をまとめた文書を中央図書館ロビーに展示たり、図書館だよりに載せたりしました。今回の事件で、図書館が沈黙しなかったこと、自ら見解を明らかにしたことは、決着のための大きな要素だったと思います。

　そのようにして、静岡で事件が収東するのとほとんど同時に、こんどは栃木県の鹿沼市立図書館所蔵の本が問題にされました。しかも今度は新聞の全国版に記事が載ったのです。廃棄もふくめて検討している、とあります。静岡市の場合は、結局すべて地方版の扱いだったのですから、より影響は大きいと思われました。

「よくする会」では、静岡市の経過と、「よくする会」のアピールや意見を伝えました。せっかく静岡で、廃棄しないし貸出しも続けるかたちで決着がついたのに、廃棄する例が出てしまっては何にもならないと考えたからです。同時に、この間題が根本のところでは少しも解決していないのだということも、痛感させられました。鹿沼がその後どうなったか、今のところ情報はありません。

　今回のシンポジウムはこうした経過を踏まえて企画されました。この間題を「市民の知る権利」と「図書館の自由」という観点からとらえ、さらに先へ進むための討論にできれぱいいと思っています。

**残された四つの課題**

　経過報告は以上ですが、今回の事件に関連して、問題点をいくつかあげたいと患います。

　第一は資料的価値ということです。資料的価値はその本の作品的価値とは違います。悪質な本に対して市民団体が抗議したり絶版要求を出したりすると、それだけで資料的価値は上がる訳です。その市民団体の要求を検証するためにも必要な資料となるからです。絶版が決まれば、ますます原資料としての重要性は高まるでしょう。図書館にとって自明でも、市民運動にとってはこうした価値評価は受け入れ難いものでしょうし、一般の理解を得るのもなかなか大変だと思います。それをどう説明･説得するか。

　第二に書庫保存の問題です。静岡市立図書館が書庫保存を決めた時、私たちは開架に置くべきだと思ったものの、あえて反対はしませんでした。このように性を扱ったものやマスコミで話題になったものなどは、盗難に逢いやすいからです。現に盗難防止のために書庫にいれている本もありますし、雑誌の最新号など、かなりの数がカウンター内におかれています。もちろん申し出れば誰でも借りられますし、無くなってしまえばそもそも資料提供できないわけですから、図書館の措置は止むを得ないこととも考えられます。しかしそれでも、こうした措置は一種の閲覧制限として作用するに違いありません。これについては、もう少し議論をしなくてはならないと思います。

　第三に資料収集の問題です。今回の問題に関連する資料で、静岡の図書館が入手したのは、「タイ買春読本・全面改訂版」のみでした。抗議している市民運動の側は、自分たちの主張を出版してはいない、あるいはできないのです。図書館は資料を幅広く中立に集める、とはいっても、そもそも出版されなければ対処できない所があるわけです。うっかりすると、出版界で力の強い側、人気のある側の資料ばかりが集まってしまわないとも限りません。こうした場合の公平さをどう確保したらいいのか。

　3月に、出版社に絶版要求をしたグルーブの一員である黒崎氏が静岡に見えられ、いろいろ資料をいただきましたが、その時にこういう事を話されていました。

「全面改訂版に収録されている抗議の記録は、出版社側によって極めて窓意的に編集されており、市民運動を貶めようとしているものだ。それでいま訴訟準備をしている。その時、こちら側の編集による反論を出版させる、という形の損害賠償請求ができないかと考えている。反論権が認められれぱ、悪質な出版があった場合に、絶版要求よりもう少し建設的な反対運動ができるのではなかろうか。」

確かに反諭の掲載や出版がどのような形でか保障さるようになれば、'図書館にとっても資料収集の公平さが確保しやすくなる訳で、間題となった資料も自主規制せずに収集していけます。なんとか反論権が認められるようになればいい、と恩います。

　第4に自由を主張した責任という問題です。私たちは「図書館の自由」を守れ、と言っている訳ですが、ではその自由が守られればそれだけでいいか、と言えば、そうではないだろうと思うのです。自由はそれ自体が価値なのだからそれだけでいい、という絶対自由主義者はそう多くはいないでしょう。大抵の人が、自由は最終的によき結果をもたらすと信じるからこそ、守るに値する価値だとする立場ではないでしょうか。

　ですから「図書館の自由」を主張する者は、よき結果を招くべく努めることを、いわぱ義務として負わなけれぱならないと思います。絶対自由主義者であっても、です。そうしなければ「図書館の自由」は、守るべき価値として多くの支持;を得られないでしょうから。今回の件での、あるいは「図書館の自由」一般としてのよき結果とは何か、どうすればそれに近づけるのか、ということが課題として残されています。

**ボールを投げたら投げ返される**

**論理整合性のある議論を**

**金両基**

　この間題は二つに分けて考えられると思います。内容や出版についてと、出版された後の処置についてです。

　まずこの本の内容についてです。私が読んだのは改訂版ですが、もしこれをレポートとして採点すると、大変低い評価、不合格になります。性文化に対する思想がないし、データも不十分であり、フィールドワークそしてルポルタージュとして守るべき最低限のマナーもありません。出版してほしくないし読んでほしくもない部類の本だと言えます。

　ただそれでもある程度は売れるのでしょう。だからこそ出版されたのだと思います。「醜い韓国人」という本がありました。著者は韓国人というふれこみで宣伝され、後に日本人が背後にいたことが暴露されましたが、そういう不純な姿勢で出版されても、話題になったために、そのつど売上を伸ばしたのです。

　出版社には出版社の、著者には著者の倫理があるはずです。しかしそれを無視するあるいは踏みにじる形で出版されたものも、いったん市場に出回ってしまえば、回収は不可能です。売れますからね。今回の件ではあまり取り上げられていないのですが、読まれて欲しくない本を買う人がいるという、読者側の問題もあるのです。

　二番目は出版された本の扱いです。この場合、整合性のある価値判断ができるかどうか、それが一番の基本だと思います。どんな本の評価も、前例を作ることになるからです。

　私が書いた童話に差別表現があると、問題にされたことがありました。これに関しては、問題にした団体の機関紙にすぐに異議申立てをして、反論を掲載させました。問題が出たら必ず反諭することです。再反論もあるでしょうからそこで議論していくのです。しかしそれは感情的対立ではなくて、論理的整合性のある議論によって、でなければなりません。

　日本人はディベート議論が下手だと言われますが、整合性を保った論理を積み重ねて行かなけれぱ、こうした間題では良い結果は生まれないでしょう。本を書く場合も、書かれたものに異議申立てをする場合も、ボールを投げたら必ず投げ返されるという覚悟がなければならないのです。

　この本について言えば、著者に信念があったのならあくまで絶版にしないで闘うべきであったのに、その姿勢を保持できなかったことも問題です。その程度の内容であったといってよいでしょう。つまり今回の事件はどちらの点から見ても低次元なもので、こうした本がどんな形であれ語題になったこと自体が不幸なものでした。しかし、一端出版されてしまったからには、資料として保存していかなければならないでしょう。

　アメリカでは、言論･出版の自由を憲法で最大限に認めた上で、マスコミが自主規制してバランスをとっています。しかし日本はそこまで社会が成熟していません。いわば過渡期にあるので、安易な自主規制は危険だし、慎重に対処するべきでしょう。

**司会**

では出席者の方々のご意見を伺いたいとおもいます。

**もっともな要求･悪い前例　　出版禁止と「愚行権」**

**木内弥子(静岡おはなしの会)**

　まず問題を分けないと議論が混乱すると思います。つまりこの本の内容に関することや出版に関することと、図書館の対応に関することの二つの問題があって、内容についての評価は、出席者の皆さんは同じでしょうから、後の図書館としての問題にしぼった方がいいと思うのです。ここに書かれているタイの状況がひどいとかいう話は、また別にすればいいでしょう。

　私は、ある圧力のために図書館が除籍するのはまずいと思います。しかし、書庫保存にしたのはいたしかたないことだったと思います。興味本位に手に取ることはなくなるでしょう。しかし、とにかくこんな本が出るという現実と、タイのある種の実情については情報を与える本ですから、きちんと保存すべきです。確かにひどい本で、だから廃棄要求している人達はこんな本をなくすのは正しいと思えるのでしょうが、「正しい圧力をかければ図書館は除籍する」という、たいへん悪い前例を作ってしまうことになります。規制はいつも、ある程度もっともだと思えるような所からされていくのですから。

　といって、カスパルが発言したこと自体が悪いというのではありません。それを受けた図書館が事をうやむやにしなかったので、かえっていろいろな問題が峰明になってよかったのではないでしょうか。

**N.M.(よくする会)**

　図書館の本は、場所の問題もあるでしょうが、基本的にはじめは全部開架に置くべきだと思っています。その点で、静岡市の取った処置には不満があります。ただ、先ほど往民と市民の話が出ましたが、住民としてみれば図書館に置いてほしくない本だということになるのではないか。そう考えるとなかなか難しい問題だと思います。

**M.N.(図書館友の会)**

　こうした本は出版禁止にしてほしいという立場です。たとえぱドイツではナチズムを肯定する本は出版禁止だと法で定めているということだから、それと同じことがやれるはずだと思います。ただ図書館に関しては、一度買ったからには廃棄すべきではありません。といって開架におくのも望ましくない。誰かが「人間には愚行権もある」と言っていて、なるほどと思ったことがありました。こうした「人間の愚行権」にあたるようなものは、図書館の書庫にひっそり保存するのが妥当な処置と言うべきではないでしょうか。

**異議申立の仕方とリクエスト　　子供の保護･子供の権利**

**服部仁(よくする会)**

　図書館が書庫保存を決めたと聞いて、始めは支持していたのですが、最近は考えなおしています。利用者にとって、開架と閉架ではまったく意味が違うからです。書庫に入っても検索できるからいいじゃないか、と言われますが、利用者用コンピュータで自分のさがしている本にたどり着くのは本当に大変で、書架を見て歩く方がよほどいい場合が多いのです。静岡市はやっぱり開架に置くべきです。

　今回の件では、市民の要求の出方が問題です。一利用者として申し出るならば、異議申立権は認めてもいいのですが、カスパルのように団体で抗議するとなると、今のマスコミのお粗末さに格好の場を提供することになるだけだと思います。一人一人の利用者がそれぞれ、市民としてもっと要求を出していくのがよりよいやり方ではないでしょうか。

　政党の機関誌がないというお話ですが、東京･神奈川あたりの図書館には揃っているはずです。新聞については、富士市の図書館には全部あります。静岡市の政党は呑気ですね。もっと図書館を利用することを考えればいいのに。

**山本宣親（富士市）**

　富士市の場合、政党の新聞はすべて予算要求して購入しています。寄贈だとぱらつきが出たりして、トラブルのもとになりますから。

**木内**

　もっとみんなリクエストをすればいいんですよ。利用者が図書館にだす要求は、結局資料提供という形になるんですから。

　それから、高校生がこの本を読んで買春をしたらどうするのか、といった意見がありますが、本を目にふれさせないという保護の対象になるのは九才までだと思います。評価を下すのは、本を与える人ではなく、読者個人であると思います。それによっておこす行動の責任は、本にあるのではなくてあくまで読者になると思います。ティーンになれば性行動が可能なのだから、責任も本人が負うべきでしょう。

**さくまのりよし(よくする会)**

　そう、悪書を読む権利だって子供にはある。子供が読むからと、選書へ教育的配慮をいれるのはおかしいと思います。子供だからといって、本を選ぶという権利を奪ってはならないでしょう。

　ところで異議申立てとか抗議とかは、する方にも資格とか責任とかが間われると思うのですが。ちゃんと問題の本を読んで抗議しているのか、疑問なところがあるのです。

**金**

　それはもちろん、抗議する以上はきちんと読み、論理整合性のある議論を展開しなければいけません。でないと、抗議しないより悪い緒果になってしまいます。粗雑な抗議ならしない方がましです。

　本の評価は社会情勢によっても変わるので、出版された時には問題にされなかったのに、何かのきっかけでバッシングの対象になることもあります。静岡市もここまで話題になった本を入れるのなら、そこまで考慮すべきでしょう。そうしたというなら整合性がでてきます。

　それから、この本が内容的に問題なのは性描写があるからではない、ガイドブックだからです。性間題として見れば幼なすぎて議論の対象になりません。もう一点、こういうものは一つ前例が出ると免疫になる、という問題があります。当たり前になってしまうのです。

**ふたたび開架と閉書の問題　本の選定･図書館の対応**

**辻森尚仁(大学生)**

　学生として図書館を利用する立場から発言します。

　この本に関して我々は、マスコミから得る情報で評価を下す傾向があり、本自体は読んでいないので、どうしてもその情報へと傾斜せざるを得ません。各自が自分で読んで判断すべきことなのですが、マスコミの影響からか本屋にはもう置かれていないし、図書館を利用するしかないのです。でも、書庫に入っているのを借りるには抵抗があります。手続きが面倒だし、題名が題名なので恥ずかしくて職員に言いにくい。レポートの資料に使うんです、と言い訳するのもおかしいし。

　市民の間題意識を喚起する意味でも、図書館はむしろ積極的に開架に置くべきです。なぜなら、現状ではこの本に関する市民の考えを図書館が想定し、それを加味するという不自然な価値判断がなされているからです。紛失が心配なら一冊書庫に置いてもう一冊を開架に出せばいいでしょう。複数あっていいと思います。そうした処置は、将来のためにも決してマイナスにはならないと思います。

**○ (大学生)**

　選書会議の選定は、いわば良識での判断になるのでしょう。選定についてそれ以上の規定はできないと思います。だから、こうした間題に関しては、図書館を信頼した方がいいのではないでしょうか。

**金**

　図書館が今回の問題をあいまい一にやりすごしてしまうと、次に似たような問題が起こった時には、ただ逃げるしか方法がなくなります。そしてそれが事例になってしまうから恐い。またこの手の本を要注意だとして避けつづければ、言論･出版の自由が侵されかねません。

**静岡県内図書館の反応　　出版問題としての資料評価**

**U.B.(図書館職員)**

　この件に関しては、静岡県図書館協会の会合でも語が出ているようです。しかし残念ながら館長さんの間では、『行政は目立たない方がいい』『新聞ダネになるのはマイナス』というレベルで受け取られる傾向が強い、と聞いています。

　「タイ買春読本」には、初版･改訂版･全面改訂版の三種類あって、全部ちがうのに、新聞報道される際にはどの版なのかが書かれていないので、問題が混乱してしまいます。静岡市が持っている全面改訂版は、買春問題ではなくて出版問題の資料だと捉えるのが妥当でしょう。図書館にある本は資料なのであって、資料として読む態度が図書館利用者に定着すれば、問題は起こらなくなると思います。

　そして、図書館がなにをやっているかを市民に知らせるのがこうした事件ではなにより大切で、そうした公開性によって市民の信頼を獲得していくことができるのです。静岡市が資料収集基準を公開したことは、その点で立派だったと思います。

**さらに開架と閉架の問題　図書館に予防措置は必要か**

**鈴木恵(大学生)**

　開架と閉架についてですが、開架にすると危険も多いと思います。興味本位に読まれて、時には悪用されてしまうからです。でも、偶然手にとって、ひどいと思ったり間題意識を持つ可能性もでてくるでしょう。一方閉架にいれてしまうと、予備知識を持っている人しか利用しない訳で、安全だけれど保守的な方法だと言えます。悪用もされないけれど、偶然によって新しい可能性が開けることもないからです。

　この点で、開架か閉開かということは、知る権利の問題や、図書館が知る権利を守ることの問題に関わってくるのだと思います。権利には責任が付随するのですから、「悪用しない」という責任を持てない人に、「知る権利」を主張する資格はありません。そういった意味で、図書館は蔵書の無責任な悪用とそれが及ぼす悪影響に対して、予防的な対応はとらないのでしょうか。とってはいけないのでしょうか。

**木内**

　そうした「予防する」という方法は、時に大きな危険が伴うと思います。何が何に対して何を予防しようとしているのかを考えないと、言論の統制･思想の統制につながることがあるからです。

**M.S.(図書館職員)**

　図書館は購入したものは提供するのが大原則です。本を選ぶのも、予防すべきかとか何が予防かとかを考えるのも、図書館職員のプロとしての仕事だと思います。ところで、大学図書館には多分この本は入っていないのでしょうが、学生がレポートのために必要だといってリクエストしたらどうするのか,興味があります。協力貸出を利用するのでしょうか。

**市民運動のバランスと信頼性　　図書館の自由に沿った運動を**

**金**

　私はいま広報磐田に人権コラムを連載しています。好評で3年続いているのですが、これを書くのには本当に神経を使います。もし広報でちょっとでもバランスを失したことを書いたら、県内の広報に人権に関するコラムは載らなくなってしまうからです。そうした自主規制をしない、考えないならぱ、ペンは暴力になることもあることを自覚しなければなりません。

　しかし3年も続けば、一度くらい失敗したとしても多少見過ごしてもらえる程度の信頼が得られたと思います。半年位ではそうならないでしよう。市民運動も同じだと思います。

**佐久間**

　選書についてですが、司書であっても間違えることはあるでしょう。だから選書について抗議する事はかまわないと思います。ただその抗議の仕方が、廃棄しろとか閲覧を禁止しろとかいう方向で行われることがまずいのです。情報を削除したり制限したりする方向でなくて、付け加えてふやしていく方向でバランスをとっていくことを考えるべきではないでしょうか。多様な意見を幅広く収集する、という図書館の自由の原則に沿った抗議運動がいくらでも可能なはずです。